

東青

# みどりの通信

No.101

平成27年  
4月27日



東青地域県民局地域農林水産部  
■ 農業普及振興室 ■

〒030-0801  
青森市新町二丁目4番30号  
TEL 017-734-9965 FAX 017-734-8305  
E-mail hi-nosui@pref.aomori.lg.jp



## 平成27年度 東青地域の「攻めの農林水産業」の推進に向けて

農業普及振興室長 鎌田龍司

県では平成16年度から販売を重視した「攻めの農林水産業」の推進に取り組み、農業産出額が10年連続で東北一となるなどの成果が見られています。

第3期目となる26年度からは、収益と働く場を生み出す「産業力」の強化と人口減少社会に対応した「地域力」の強化を車の両輪として、本県農林水産業の「成長産業化」の実現を目指しております。

東青地域においては、平成27年度の行動計画として、りんごやぶどうなどの商品力アップに向けた高品質生産や新たな米政策と経営所得安定対策を活用した水田フル活用の推進、「<sup>つついあか</sup>筒井紅かぶ」や「<sup>ざるいし</sup>笹石かぶ」といった東青ならではの野菜生産の振興、女性起業の強化や食品事業者との連携による商品づくりの推進、「人・農地プラン」による担い手の確保などにより、農村社会の維持・発展に向けて取り組みたいと考えています。

また、間近に迫る北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」開業を念頭に、東青の文化・自然資源を活かしたグリーン・ブルー・ツーリズムなどにより地域活性化を図りたい。

さらに、農地中間管理事業の推進や米政策の見直し、日本型直接支払制度などの国の新たな農業・農村支援施策についても、市町村や関係機関・団体と連携して周知・啓発を行いながら、地域の担い手の経営発展の契機としていただくよう、積極的な活用をサポートして参ります。



## 東青地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）が仮移転します

平成27年5月25日（月）から、県庁舎耐震・長寿命化改修事業に係る工事に伴い、東青地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）は、県庁北棟4階から青森フコク生命ビルに仮移転します。



**移転先の住所** 〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階

直通の電話番号及びFAX番号は変更ありませんが、県庁内線は使用できません。

- 企画班 017-734-9961
- 経営・担い手班 017-734-9990
- 生産班 017-734-9965、9966
- FAX 017-734-8305

なお、お車でお越しの際は、これまでどおり県庁正面又は県庁北棟地下駐車場を御利用ください。



# 平成27年度農業普及振興室の

## 農業普及振興室長

## 企画班



農業普及振興室長  
**鎌田 龍司**  
(室の総括)



総括主幹(副室長)  
**齋藤 力**  
(班の総括)



主幹  
**長村 芳枝**  
(6次産業化)



主査  
**牧野 丈太郎**  
(耕作放棄地・GAP)

## 経営・担い手班



総括主幹(副室長)  
**長内 明人**  
(班の総括)



主幹  
**工藤 マサ子**  
(グリーン・ブルー・ツーリズム)



主幹  
**神 紀子**  
(女性リーダー育成・直売)



主幹  
**白石 一志**  
(経営・担い手)

## 生産班



総括主幹(副室長)  
**山田 隆**  
(班の総括)



主幹  
**横山 順一**  
(花き)



主幹  
**野呂 賢一**  
(野菜)



主幹  
**八島 敏行**  
(稲作)

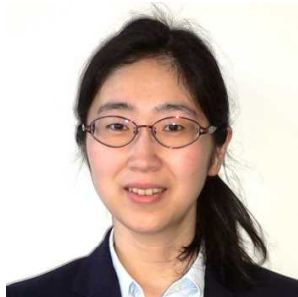
### ■ 春の農作業安全運動 ■

農作業事故の多くは、トラクター操作によるものです。ヘルメット着用や袖口など服装を整え、周囲に気をくばり、慎重に作業しましょう！

# 職員を紹介します！



主査  
**阿部 佳枝**  
(食品表示・土づくり)



主査  
**山本 倫子**  
(経営所得安定対策)



専門員  
**工藤 茂**  
(農地制度)



専門員  
**秋元 淑宏**  
(特別栽培・環境保全)



主査  
**三浦 敏史**  
(情報・モニタリング)



主査  
**成田 昌幸**  
(4HC・新規就農)



専門員  
**小林 一三**  
(畜産)



主幹  
**木村 一哉**  
(野菜)



主査  
**白川 真美子**  
(果樹)



技師  
**長内 勇志**  
(果樹)



主査  
**金野 加奈**  
(畜産)

## ■ 山火事防止 ■

タバコの投げ捨てや、たき火等の不始末に一人一人が注意し、山火事を防ぎましょう！

## ■ 山菜採り等事故防止 ■

あらかじめ家族等に行動予定を連絡し、単独の入山はやめ、万全の装備をし、安全を優先しましょう！



## 地域経営を担う 5集落営農組織が新たに法人化しました

東青管内では、今年1～2月に外ヶ浜町の「(農)大平ファーム」、「(農)南青ファーム」、「(農)中小国ファーム」、「(農)ファクトリー下小国」が、4月に青森市の「(農)ますだて」が設立されました。

これらの前身である各営農組合は平成25～26年に法人設立準備委員会を立ち上げ、関係機関との密接な連携の下、法人の形態や構成員、出資金などの法人の基本的な部分について話し合いを重ねたほか、雇用や資金の借入れ、農地中間管理事業による農地の集積と機構集積協力金の活用、経営所得安定対策への加入等について合意形成を図りました。

現在、当管内においても、集落の農地を守り、地域の担い手を育成していくことが急務となっていますが、これらの法人化の動きが先進事例となり、他の地域に波及していくことを期待しています。



(農)大平ファームの設立総会



(農)中小国ファームの設立総会



## 短期暴露評価により、農薬の使用方法が変わります

農薬の登録に当たっては、これまで、残留農薬の摂取量について、\*<sup>1</sup>一日摂取許容量 (ADI) を超えなければ食品安全上問題ないものと判断されてきましたが、今般、\*<sup>2</sup>急性参照用量 (ARfD) を超えないかという点についても評価 (短期暴露評価) されることとなりました。

そのため、現在使用している農薬は、短期暴露評価に基づき農薬製造者 (メーカー) が使用方法の変更登録を申請した時点で、容器ラベルの記載内容や最終有効年月にかかわらず、変更後の使用方法に基づき使用することとなります。また、登録変更前のラベル表記に従うと、新たな残留基準を超過する可能性があります。

使用方法の変更登録に関する農薬情報は、

<http://www.applenet.jp/viewlist.php?cno=68&rootno=67> のリンク先を参照できますが、農薬を使用する際は、詳細や最新の情報について、各農薬メーカーのホームページや発行するチラシ等により使用基準を確認するか、直接購入先等へお問い合わせください。

※1 一日摂取許容量 (ADI : acceptable daily intake)

ヒトがある物質を毎日生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量

※2 急性参照用量 (ARfD : acute reference dose)

ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量